○厚生労働省告示第三百二十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者等の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十八年八月二十九日から適用する。

平成二十八年八月十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針等の一部を改正する告示

第一　職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一中「第三十三条の六」を「第三十三条の五」に改める。

第五の標題中「第三十三条の六」を「第三十三条の五」に改める。

第五の三中「職業安定機関」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第二　外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第四の一の1中「ところにより、」の下に「無料の職業紹介事業を行う地方公共団体又は」を加え、「受けている者又は」を「受けている者若しくは」に、「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改める。

第三　青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成二十七年厚生労働省告示第四百六号）の一部を次のように改正する。

題名中「事業主」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第一中「事業主」の下に「、特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）」を加える。

○　臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成七年九月環境庁告示第六十三号）（抄）

別表

臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法

第1　パネル

パネル（嗅覚を用いて臭気の有無を判定する者をいう。以下同じ。）には、1の基準臭液を用いた2のパネルの選定方法により、判定試験（パネルが嗅覚を用いてにおい袋又はフラスコ中の臭気の有無を判定する試験をいう。以下同じ。）に適した嗅覚を有すると認められた者を充てるものとする。

1　（略）

2　パネルの選定方法

(1)　1～5までの番号を記入した試験紙（長さ約14cm、幅約7mmのもの。以下「におい紙」という。）5枚を1組として、2枚のにおい紙には基準臭液（1種類）を、3枚には無臭の流動パラフィンを、各におい紙の先端1cmまで浸す。

(2)　（略）

(3)　5種類の基準臭液について(1)及び(2)の手順を行い、そのすべてについて正しく回答した者又は、5種類の基準臭液のうち1種類のみ間違えた場合は、間違えた基準臭液について2度再検査を行い2度とも正しく選んだ者を判定試験に適した嗅覚を有するものと認めるものとする。

(4)　パネルは、上記(1)から(3)の方法による検査を、5年以内（40歳以上は3年以内）の期間ごとに受験し、判定試験に適した嗅覚を保持していることを確認することを要するものとする。

改正後

別表

臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法

第1　パネル

パネル（嗅覚を用いて臭気の有無を判定する者をいう。以下同じ。）には、1の基準臭液を用いた2のパネルの選定方法により、正常な嗅覚を有すると認められた者を充てるものとする。

1　（略）

2　パネルの選定方法

(1)　1～5までの番号を記入した試験紙（長さ約14cm、幅約7mmのもの。以下「におい紙」という。）5枚を1組として、任意の2枚のにおい紙を先端約1cmまで基準臭液（1種類）に浸し、残りの3枚を同様に無臭の流動パラフィンに浸す。

(2)　（略）

(3)　5種類の基準臭液について(1)及び(2)の手順を行い、そのすべてについて正しく回答した者を正常な嗅覚を有するものと認めるものとする。

(4)　上記の試験は、5年以内（40歳以上は3年以内）の期間ごとに受験し、正常な嗅覚を保持していることを確認することを要するものとする。

改正前

第二の一中「（昭和二十二年法律第百四十一号）」を削る。

第二の一の㈠ロ中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加え、「第四条第七項」を「第四条第八項」に改め、同㈠ト中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第四の標題及び柱書き中「職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体及び職業紹介事業者等」に改める。

第四の一中「職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、職業紹介事業者」に改める。

第四の二中「中途退学者について」の下に「、特定地方公共団体」を、「未就職卒業者について、」の下に「特定地方公共団体及び」を加える。

第四の四の㈠中「職業紹介事業者（」を「特定地方公共団体及び職業紹介事業者（」に改め、「また、」の下に「特定地方公共団体及び」を、「場合は、」の下に「特定地方公共団体又は」を加える。

第四の五中「観点から、」の下に「特定地方公共団体及び」を加え、「、同法」を「、職業安定法第二十九条第三項」に改め、「第三十三条第四項」の下に「及び第三十三条の三第二項」を加え「同法第三十三条の二第五項」を「第三十三条の二第五項」に改める。

第四の八中「職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、職業紹介事業者」に改める。

第四　青少年雇用対策基本方針（平成二十八年厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第二の一中「地方公共団体」の下に「（特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。）を含む。）」を加える。

第二の二の㈡②中「に関して事業主」の下に「、特定地方公共団体」を加え、同㈡③中「（昭和二十二年法律第百四十一号）」を削る。

○環境省告示第七十九号

悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第一条及び第六条の二第一項第一号の規定に基づき、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成七年九月環境庁告示第六十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年八月十九日　環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。